

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月21日

【事業年度】 第16期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 あんしん保証株式会社

【英訳名】 Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 雨坂 甲

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

【電話番号】 03-3566-0440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

【電話番号】 03-3566-0440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
営業収益 (千円)	1,485,490	1,781,961	2,174,182	2,323,660	2,741,968
経常利益 (千円)	317,823	259,775	321,872	326,386	160,850
当期純利益 (千円)	218,665	160,620	224,122	216,686	96,858
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	562,000	562,000	664,374	680,917	680,942
発行済株式総数 (株)	17,580	17,580	1,931,400	17,975,700	17,976,600
純資産額 (千円)	1,121,323	1,281,944	1,710,815	1,934,578	1,999,288
総資産額 (千円)	1,485,021	1,662,954	2,217,447	2,479,015	2,979,913
1株当たり純資産額 (円)	637.84	243.07	98.42	107.42	110.81
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	7.00 (5.00)	2.00 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	159.37	30.46	13.72	12.28	5.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			13.18	12.08	5.39
自己資本比率 (%)	75.5	77.1	77.2	77.9	66.8
自己資本利益率 (%)	24.4	13.4	15.0	11.9	4.9
株価収益率 (倍)			20.8	53.0	60.9
配当性向 (%)				29.9	37.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	173,602	8,387	78,414	242,448	384,758
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	16,863	48,079	10,271	150,624	204,816
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	231,165		188,319	3,331	264,407
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	923,396	883,704	1,140,166	750,424	425,257
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	56 〔7〕	75 〔10〕	63 〔21〕	80 〔25〕	88 〔28〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新株予約権の残高がありますが、第12期及び第13期においては当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことより記載しておりません。
5. 当社は、平成27年11月19日に株式会社東京証券取引所マザーズに上場したため、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 第12期から第14期の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 平成29年3月期の配当額には、記念配当5円を含んでおります。
8. 第12期及び第13期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
10. 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

また、当社は平成28年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

さらに、当社は平成28年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、第15期の1株当たり配当額は当該株式分割前の1株当たり中間配当額5円と当該株式分割後の1株当たり期末配当額2円を合算した金額となっております。これは当該株式分割の影響を考慮しない場合の年間の1株当たり配当額11円に相当します。

2 【沿革】

当社は、平成14年12月16日に東京都港区新橋において、不動産の賃貸借における家賃債務の保証業務を行うことを目的とする会社として、賃貸あんしん保証株式会社を設立いたしました。

その後、クレジットカード事業者との提携を模索する中、平成15年12月に株式会社ライフ(現ライフカード株式会社)と業務提携を行い、家賃債務の保証に加え、不動産管理会社(賃貸人を含む)へ家賃等の立替を行うサービスの提供を開始いたしました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成14年12月	東京都港区新橋に賃貸あんしん保証株式会社を設立(資本金5,000万円)。
平成15年1月	大阪支店の開設。
"	京都管理センター(現カスタマーセンター)の開設。
平成15年3月	滞納報告型商品の販売開始。
平成15年12月	株式会社ライフ(現ライフカード株式会社)と業務提携。
"	保証商品「ライフあんしんプラス」の販売開始。
平成16年5月	増資(資本金8,000万円)。
平成17年4月	増資(資本金1億1,000万円)。
平成18年5月	増資(資本金2億4,500万円)。
平成19年2月	大分支店(現福岡支店)の開設。
平成19年8月	増資(資本金4億2,725万円)。当社はアイフル株式会社の子会社となる。
平成19年9月	増資(資本金4億4,600万円)。
平成20年7月	「不動産賃借保証管理システム」の特許取得(特許第4150659号)。
平成22年6月	本社を東京都港区芝に移転。
平成24年11月	札幌支店の開設。
平成25年2月	さいたま支店の開設。
平成25年9月	増資(資本金4億8,450万円)。
平成25年10月	名古屋支店の開設。
平成25年12月	仙台支店の開設。
平成26年3月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金5億6,200万円)。
平成26年4月	岡山支店の開設。保証商品「あんしんプラス」の販売開始。
"	指定信用情報機関CICへ加盟(株式会社シー・アイ・シー運営)。
平成26年7月	新潟支店の開設。賃料のクレジットカード決済商品販売開始。
平成26年10月	本社を東京都中央区京橋に移転。
平成27年2月	千葉支店の開設。
平成27年4月	当社はアイフル株式会社をその他の関係会社とする。
平成27年7月	当社商号を賃貸あんしん保証株式会社からあんしん保証株式会社に変更。
平成27年11月	東京証券取引所マザーズに上場。増資(資本金6億3,587万円)。
平成27年12月	ストック・オプションの権利行使等による資本金の増加(資本金6億6,437万円)。
平成28年5月	株式会社アプラスと業務提携。
平成28年7月	沖縄営業所(現 沖縄支店)の開設。
"	イオンカードの家賃決済と当社の家賃保証を組み合わせたサービスの提供開始。
"	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億7,036万円)。
平成28年8月	ストック・オプション及び有償ストック・オプションの発行。
"	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億7,492万円)。
平成29年2月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億8,091万円)。
平成29年4月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億8,094万円)。

3 【事業の内容】

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

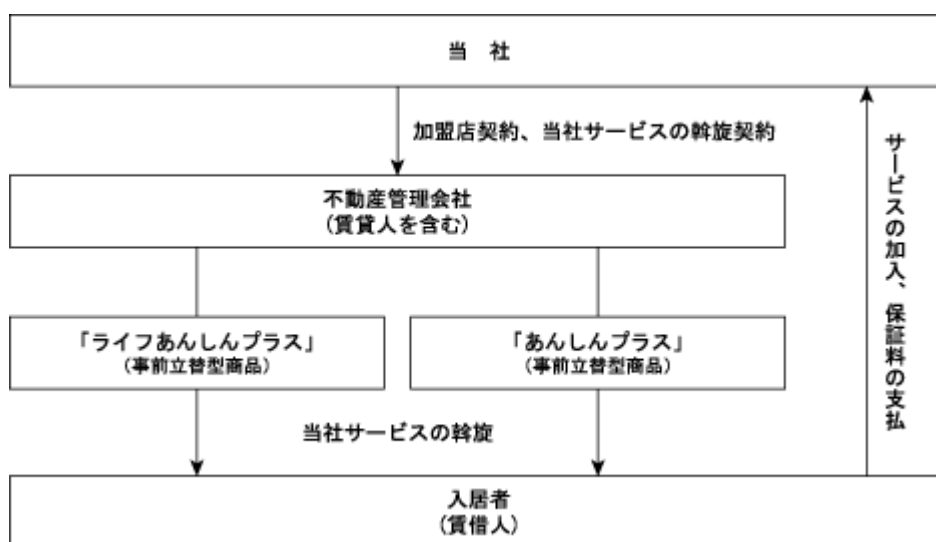
当社は、「ライフあんしんプラス」や「あんしんプラス」などの保証商品の販売を中心に事業を展開しており、身内の方を連帯保証人にすることで本来協力しあう関係にある賃借人と連帯保証人との不和の原因となり得る現状の抑制に向け、業容の拡大に取り組んでおります。これは、連帯保証人制度に代わる住環境のインフラの一端として、賃借人や連帯保証人の便益を向上させ、且つ、賃借人と賃貸人との間で起きるトラブルを抑制するセーフティネットとなることで、不動産賃貸業界の活性化の一助となることを目的としております。

当社は、入居者（賃借人）が家賃を支払う前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ全額立替払いを行う「事前立替型」保証商品を提供する家賃保証会社であります。この「事前立替型」保証商品は、家賃債務保証業界において主流である家賃の滞納が発生した場合に初めて代位弁済を行う「滞納報告型」保証商品の弱点である「不動産管理会社（賃貸人を含む）の家賃管理事務の煩雑さ」と「不動産管理会社（賃貸人を含む）に対する入居者（賃借人）の賃料滞納時の未回収リスク」を排除した、新しい形の家賃債務保証商品となります。

「事前立替型」保証商品は当社が家賃債務保証業界において先駆的に販売を開始した商品となります。そのラインナップは、クレジットカード事業者（ライフカード株式会社、1、以下略称：ライフカード）との業務提携に依る商品である「ライフあんしんプラス」および信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー、2、以下略称：CIC）への加盟により適切な与信機能を確認し、保証実行リスクを抑えた当社が立替を行う商品である「あんしんプラス」があります。なお、「事前立替型」保証商品を運用する仕組みについて、当社は平成20年7月にビジネスモデル特許（特許第4150659号）を取得しております。

- 1 ライフカード株式会社は、当社のその他の関係会社であるアイフル株式会社の連結子会社であります。
- 2 株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関であります。割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業は法律上、取引顧客への融資状況や返済状況などを報告することが義務付けられております。同様に貸付に際しても、累積された上記情報を参照し、与信を実施しております。同機関へは割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業以外でも加盟することが可能となっておりますが、加盟企業は信用力・資金力の保有・コンプライアンスの浸透等、一定の条件をクリアする必要があります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



注）当社が提供する保証商品は主に事前立替型商品となりますが、滞納報告型商品もあります。

事前立替型商品とは入居者（賃借人）の支払より前に保証会社（当社）又はその委託を受けた者（ライフカード）が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ賃料等を前払で立替を行う商品をいいます。滞納報告型商品とは賃料等の集金を不動産管理会社（賃貸人を含む）が行い、滞納があった場合に保証会社（当社）より不動産管理会社（賃貸人を含む）へ代位弁済を行う商品をいいます。

(1) 「ライフあんしんプラス」(事前立替型保証商品)

入居者(賃借人)が支払うべき家賃等について、入居者(賃借人)の家賃等を支払期日より前に、クレジットカード事業者(ライフカード)が不動産管理会社(賃貸人を含む)へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。本商品はクレジットカード事業者(ライフカード)との業務提携により実現している商品であります。当社が他社に先駆けて販売したことから家賃債務保証業界全体としては類似モデルを導入している会社が少ないビジネスモデルとなります。

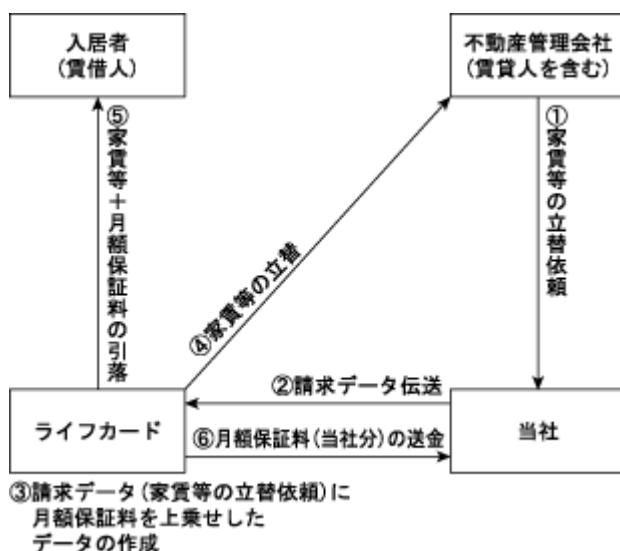
入居者(賃借人)から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

当社は、不動産管理会社(賃貸人を含む)が入居者(賃借人)の家賃等の滞納によって、自己資金の持ち出しや滞納債権を抱えるリスクを排除し、不動産管理会社(賃貸人を含む)に対して滞納家賃等債務の保証を退去時まで行うサービスの提供を実施しております。

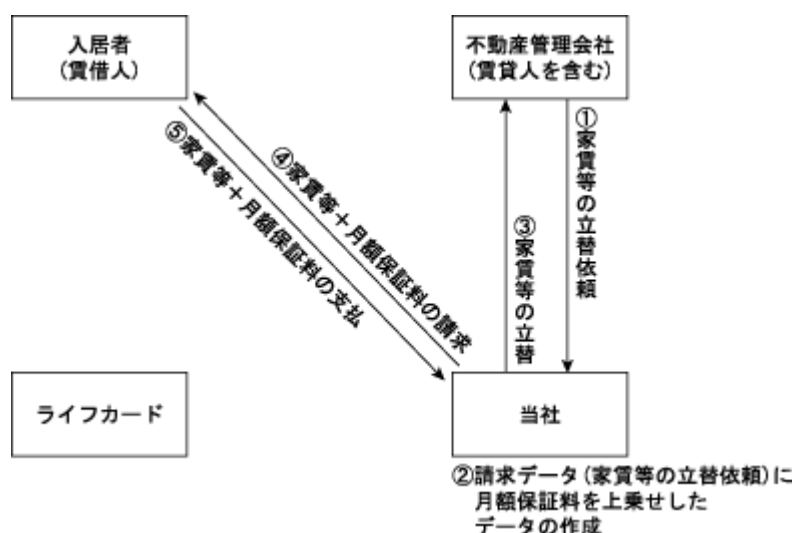
入居者(賃借人)の家賃等の未滞納者及び1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者はライフカードが家賃と月額保証料等を入居者(賃借人)の登録口座から引落を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目に当社がライフカードに対して家賃等滞納債権の代位弁済を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目以降(代位弁済実行後)の滞納者はライフカードに代わって当社が入居者(賃借人)に対して家賃と月額保証料等の請求を行います。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。

未滞納者及び滞納1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者



滞納4ヶ月目以降（ライフカードへの代位弁済実行後）の滞納者



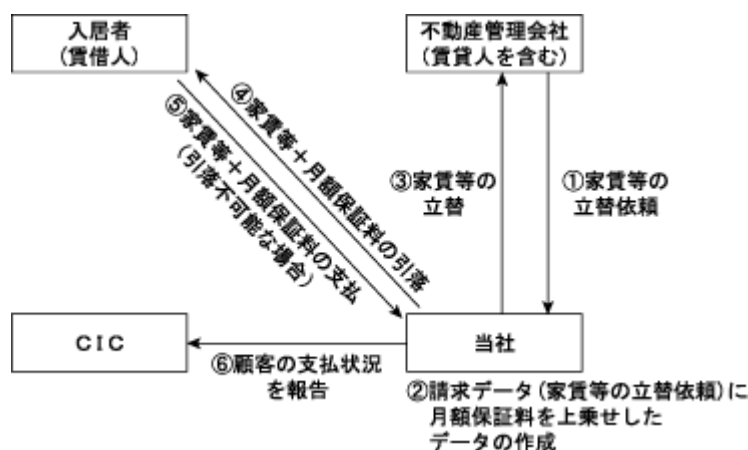
(2) 「あんしんプラス」(事前立替型保証商品)

「ライフあんしんプラス」がクレジットカード事業者による家賃等の立替を行うサービスであることに対して、「あんしんプラス」は当社が家賃等の立替を行うサービスとなります。入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、入居者（賃借人）の家賃等を支払期日より前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。

入居者（賃借人）から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

また、当社は入居者（賃借人）から家賃等の支払を受けるため、入居者（賃借人）の滞納賃料等の一部について未回収金が発生する場合があります。家賃等の未回収リスクをヘッジするためには、高い審査能力を保有している必要があります。当社は信用情報機関CICに加盟していることから申込者の支払能力を正確に把握し、当社独自の審査を行っております。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。



(3) その他商品（滞納報告型商品）

入居者（賃借人）による家賃等の滞納が発生した場合に不動産管理会社（賃貸人を含む）より、滞納の報告（代位弁済の請求）を受け、滞納家賃等の代位弁済を行うサービスであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) アイフル株式会社	京都市下京区	143,454,826	ローン事業 信用保証事 業	(被所有) 37.75 (内、間接 2.10)	役員の兼任・・・1名

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88〔28〕	36.5	4.9	5,451

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	41〔16〕
審査部門	15〔9〕
債権管理部門	10〔0〕
全社(共通)	22〔3〕
合計	88〔28〕

- (注) 1. 従業員数は正社員の他、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
 2. 従業員数欄の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 臨時従業員にはパートタイマー及び嘱託契約の従業員を含みます。
 4. 平均勤続年数は、他社から当社への出向者を含まない正社員の年数であります。
 5. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。
 6. 平均年間給与は、他社から当社への出向者を含まない正社員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 7. 前事業年度末に比べ従業員数が8名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
 8. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は家賃保証事業を継続し拡大していくことが「機関保証の普及の実現」ならびに企業価値の向上につながると捉えており、目標とする経営指標を保証会員数および保証残高として、経営指標の向上に努めております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

家賃債務の保証事業を基幹ビジネスとしながら、未だ機関保証が進出していない分野へ進出することで事業の多様性と収益の分散化を図ることを中長期的な戦略としております。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくため、基幹ビジネスである家賃債務保証事業を積極的に拡大していくとともに、家賃保証に付帯する新たな保証サービスを含めたトップラインの成長を目指すべく、以下の施策に取り組んでまいります。

トップライン成長率の向上に向けた成長戦略の再構築

更なるトップラインの成長率を向上させるための組織体制の再構築を実施いたします。

マーケティングリサーチ・ターゲティング戦略を強化し、生活インフラと家賃のパッケージ保証サービスや不動産仲介会社ならびに物件オーナーを対象とした保証商品の販売促進を図るとともに、業界関連企業とのアライアンスによる販路開拓を目指してまいります。

さらに、企業ロゴ・HPの見直し等、ブランド戦略を推進することで、企業イメージと企業価値の向上を目指してまいります。

求償債権の低位安定化に向けた各種施策の推進

新基幹システムを活用し、与信結果に基づいたデフォルトリスク検証とスコアリング機能の更なる強化を実施することで、プライシング設計の最適化に繋げてまいります。

また、各種回収システムの有効活用、延滞状況に応じた組織体制変更による業務の切り分けと集約化策の推進、弁護士等との連携による解決策の促進を推進し、求償債権の低位安定化を目指してまいります。

人財の更なる能力開発の促進による早期戦力化

成長戦略の実現に向け、採用した人財の早期戦力化と人財を育成する管理職の能力開発を目的とした、階層別の実践的な研修制度を積極的に推進し、社内外研修制度を実践に活かすためのOJT教育基盤を確立することで、人的資源を最大限に高める取り組みを推進いたします。

コンプライアンス体制の再構築

当社は全てのステークホルダーに対する誠実な対応を基本方針に定めるとともに、インサイダー取引規制の徹底に向けた管理体制の再構築とコンプライアンス部門による階層別・部署別研修を強化することで、コンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、当社株式への投資に関するすべての事業リスクを網羅するものではありません。

(1) 不動産市況の動向について

不動産賃貸市場における賃貸不動産の件数は堅調に増加傾向を示しておりますが、今後さらに高齢化が進み、主に転居を伴う経済活動を行う10代から40代の人口の絶対数が減少するなどの情勢の変化によっては、不動産賃貸市場が低迷することも考えられ、その場合には当社の事業継続に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 資金調達及び金利の動向について

当社取扱商品の中で「ライフあんしんプラス」は営業収益の約8割を占める主力商品であります。「ライフあんしんプラス」では、ライフカード株式会社の資金を用いて家賃等の立替を行っていることから、現状は当社が独自に資金調達を行っておりません。よって、ライフカード株式会社との業務提携が何らかの事情により破棄された場合、ライフカード株式会社が負担していた自己資金部分の資金調達を当社が独自で行うあるいは別の提携先を確保する必要があります。また、「あんしんプラス」においては、当社の自己資金及び借入を用いたビジネスモデルとなっているため、今後事業規模がさらに拡大して資金を調達して事業を継続する場合、金利負担の拡大により現行の価格設定を見直すことで競争力が低下する可能性があります。また、価格を据え置いた場合、コストの値上がりによる収益の減少が懸念されます。これらの場合、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 季節変動について

当社の営業収益は保証契約時に受領する初回保証料、保証契約更新時に受領する更新保証料、毎月の家賃等の引落時に受領する月額保証料があります。このうち初回保証料と更新保証料については、転勤・入学・卒業のシーズンで不動産賃貸借契約が多く締結される2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加するため、その他の月に比べ増加する傾向にあります。当社の各四半期の営業収益の割合は累計ベースで、第1四半期が約25%、第2四半期が約46%、第3四半期が約68%となります（平成30年3月期における営業収益総額を100%としております）。当社の保証契約の申込の増加が見込まれる2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加しない場合、初回保証料や更新保証料の増加が見込めず、当社が予測する業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社は、家賃等を賃借人の支払期日より前に立替払いするビジネスモデルを提供しております。また、家賃債務の保証事業としてCICに加盟し、CICが保有する引用情報（クレジット情報）を活用したスコアリングと顧客属性を基にした定量・定性的な与信機能を設けていることから、競合他社と比べ優位性があります。今後、資本力のある銀行やクレジットカード事業者が当社と同様のビジネスモデルを構築する場合、当社と競合する可能性があります。当社としては、不動産賃貸業界の大手団体や大手フランチャイズ・チェーンなどの囲い込みを行い、先行者利得を最大限確保するように努めますが、環境の変化により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 多額の偶発債務の発生可能性について

家賃債務の保証事業は、入居者（賃借人）の家賃債務に関する連帯保証を入居者（賃借人）の委託をもとに引き受ける事業であり、入居者（賃借人）による家賃等の滞納があれば当社がクレジットカード事業者（ライフカード株式会社）や不動産管理会社（賃借人を含む）に対して代位弁済を行う必要があります。このような偶発債務が、経済環境の予想し難い激変等何らかの理由により上昇するような場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 求償債権の回収不能リスクについて

当社の家賃債務の保証事業における保証商品においては、当社が入居者（賃借人）の家賃等債務に対する連帯保証人となっております。当社又はクレジットカード事業者が不動産管理会社（賃貸人を含む）に行った家賃等の立替について入居者（賃借人）の家賃等の支払に遅延・滞納が起きた場合に、当社がクレジットカード事業者や不動産管理会社（賃貸人を含む）に代位弁済を行います。これにより、当社は保証契約に基づく求償債権又は保証委託契約に基づく求償債権を取得することになりますが、これら債権を全額回収できるとは限らず、入居者（賃借人）の滞納家賃等の一部について未回収金が発生する場合があります。

当社は、このリスクに対して適切な与信を実施することと、過去実績の分析から適切と想定される保証料金体系を設定することで、未回収リスクを最大限ヘッジしております。しかしながら、実際の貸倒損失が当社が予測する範囲を上回った場合、現時点の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、当社が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当社は追加の貸倒引当金の計上を必要とする可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 個人情報保護について

当社における家賃債務の保証事業は、多数の個人情報を扱っております。当社としては、個人情報へのアクセス権限の設定や、外部記憶媒体の利用制限等の徹底管理など、内部の情報管理体制の徹底により個人情報の保護に注力しておりますが、不測の事態により個人情報が流出した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 重要な提携先について

「ライフあんしんプラス」商品において、業務スキームの重要部分である賃料等の立替機能及び未回収金の初期回収をライフカード株式会社へ委託しております。ライフカード株式会社との契約は、平成20年12月19日より家賃保証商品の取扱にかかわる業務提携契約及び包括債務保証契約を締結しており、契約期間は満1ヵ年とし、別段の意思表示をしない場合は同一条件にて自動更新されるものとしております。双方次のいずれかに該当した場合、契約解除事由と定めております。債務不履行で相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されない場合、差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申し立て、もしくは滞納処分を受け、本契約の義務履行に重大な悪影響を及ぼす場合、手形・小切手が不渡りになった場合、支払停止、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、清算もしくは特別清算開始の申し立てがあった場合、いずれかの会社が消滅会社となる合併、解散もしくは営業の全部を第三者に譲渡した場合としております。また、「あんしんプラス」商品において、賃借人に対する与信機能をCICへ加盟することで強化しております。クレジットカード事業者や信用情報機関との提携は当社の事業を継続する上で必要不可欠な提携であり、通常想定し難い事情等により提携が解消となった場合、当社の事業継続に影響を与える可能性があります。

なお、ライフカード株式会社と当社との取引は以下のとおりです。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係 会社の 子会社	ライフカード (株)	横浜市 青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	578,718		
						債務の保証	包括債務保 証契約 (注)2	756,707		
						代位弁済	包括債務保 証契約 (注)2	393,985		
						立替家賃の回 収委託	立替家賃の 回収	1,172,472	収納代行 立替金	83,748
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社による債務保証（賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの）について再保証を行っております。

(9) 人材の獲得について

専門的な知識と整備された組織に基づく競争力のあるサービスを提供していくためには、優秀な人材確保及びその育成が不可欠となります。今後の長期的な組織基盤の更なる充実に向け、優秀な人材の採用及び教育を行っていく方針であります。しかしながら、当社が求める人材を十分に確保できない場合等においては、当社の事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 賃借人等との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、滞納家賃等の返済ができないにもかかわらず、対象物件の明渡意思がない若しくは金銭的な面から明渡不可能な賃借人等の対応として、月額賃料等に係る保証債務の発生に関する解決（退去）が困難な場合、これらの解決を図るため、明渡訴訟を提起することもあり、当該訴訟費用も保証範囲となります。この訴訟の件数の増加、必要となる費用の内容若しくは訴訟結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 不動産管理会社（賃貸人を含む）との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、当社が保証を受託した原契約である賃貸借契約の対象不動産の使用などを巡って、賃貸人が賃借人に対して訴訟を提起する場合があります。この場合、連帯保証人である当社も、保証範囲の債務履行請求訴訟においては、賃借人と同列の立場として被告となる可能性があることから、当該訴訟の件数、内容若しくは結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

現段階では家賃債務の保証を営む事業者に対する直接的な法規制はありませんが、今後不動産賃貸業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が新たに設けられた場合には、当社の事業に影響を与える可能性があります。

(13) 当社代表取締役について

当社代表取締役である雨坂甲は、当社の重要な事業推進者の一人であり、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっております。

当社では今後、同氏に過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めていきたいと考えております。しかしながら、何らかの理由で同氏の業務執行が困難となった場合、当社の業績及び今後の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、堅調な企業業績を背景とした雇用の改善が続き、個人消費においても持ち直しが見られ、景気は回復基調で推移しました。しかしながら、欧米における経済政策の不確実性や中国経済の下振れリスク等海外経済は依然として不透明な状況が続いております。

賃貸住宅市場におきましては、平成29年度の新設住宅着工戸数が前年度比2.8%減と3年ぶりの減少となる中、貸家着工件数（貸家・アパート・賃貸マンション）につきましても、前年度比4.0%減と3年ぶりの減少となりました。（国土交通省：建築着工統計調査報告 平成29年度計）

家賃債務保証業界におきましては、個人保証に関する極度額設定の義務付け等が織り込まれた民法改正の施行時期が2020年4月に決定されました。また、業務の適正性の確保、賃借人の保護等を目的とした登録制度がスタートし、今後益々の健全な発展が期待されております。

以上のような事業環境の中、当社は重点施策として「基幹ビジネスの積極推進と事業多角化に向けた体制構築」をかね、自社保証商品ならびにクレジットカード会社とのアライアンスによる保証商品、電気・ガス等の生活インフラと家賃のパッケージ保証商品等の販売促進に向け、先行投資としての人材採用を行いながら、販路の拡大を目指してまいりました。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

(a) 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ500,897千円増加の2,979,913千円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ436,187千円増加し、980,625千円となりました。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ64,709千円増加し、1,999,288千円となりました。

(b) 経営成績

当事業年度の経営成績は、営業収益2,741,968千円（前年同期比18.0%増）と、増収となりました。また、利益につきましては、営業利益89,814千円（前年同期比66.0%減）、経常利益160,850千円（前年同期比50.7%減）、当期純利益96,858千円（前年同期比55.3%減）となりました。

当社の事業セグメントは、家賃債務保証事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、425,257千円と前事業年度末と比べ325,167千円(43.3%)の減少となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、減少した資金は384,758千円(前事業年度は242,448千円の支出)であります。この主な増加要因は税引前当期純利益160,850千円、貸倒引当金の増加135,581千円、営業未払金の増加61,810千円及び前受収益の増加41,422千円等であり、主な減少要因は収納代行立替金の増加627,061千円、営業未収入金の増加96,402千円及び法人税等の支払額95,241千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は204,816千円（前事業年度は150,624千円の支出）となりました。主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出201,134千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、増加した資金は264,407千円（前事業年度は3,331千円の収入）となりました。この主な増加要因は短期借入金による純収入300,000千円であり、主な減少要因は配当金の支払額による支出35,588千円等でありま

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績及び受注実績

当社の事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(b) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
家賃債務保証事業	2,741,968	18.0%増

(注) 1. 当社は、家賃債務保証事業の単一セグメントであります。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ライフカード株式会社	558,200	24.0	578,718	21.1

3. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度（以下「前期」という）末比348,788千円（15.6%）増加の2,588,375千円となりました。これは、現金及び預金の減少325,167千円や貸倒引当金の増加135,581千円による減少のほか、自社保証の拡大等により営業未収入金が96,402千円増加したこと、収納代行立替金が627,061千円増加したこと及び求償債権の増加39,519千円増加したこと等によります。

固定資産は、前期末比152,109千円（63.5%）増加の391,537千円となりました。これは、次期基幹システムの開発によるソフトウェア仮勘定の発生により161,101千円増加したこと等によります。

(負債)

流動負債・固定負債の合計は、前期末比436,187千円（80.1%）増加の980,625千円となりました。これは、自社保証の拡大等により営業未払金が61,810千円増加したこと及び前受収益が41,422千円増加したことのほか、当期より短期借入金を300,000千円計上したこと等によります。

(純資産)

純資産合計は、前期末比64,709千円(3.3%)増加の1,999,288千円となりました。これは、当期純利益96,858千円計上したこと及び剰余金の配当35,951千円等によります。

(b)経営成績の分析

(営業収益)

当事業年度における営業収益は、商品の多様化や加盟店営業の推進など、積極的な営業活動により保証債務残高及び新規保証実行件数が順調に増加した結果、2,741,968千円(前期比18.0%増)となりました。

(営業利益)

当事業年度における営業費用は、2,652,154千円(前期比28.8%増)となりました。弁済計画に比して返済の進捗がおくれている求償債権に対する貸倒引当金の積み増し等により貸倒引当金繰入額が174,016千円増加(前期比84.4%増)したほか、人員増加により給与手当が71,953千円増加(前期比22.0%増)したこと及び営業活動により加盟店へ支払う集金代行手数料が増加したため支払手数料が192,278千円増加(前期比28.8%増)したこと等によります。その結果、営業利益は89,814千円(前期比66.0%減)となりました。

(経常利益)

当事業年度における営業外収益は、償却債権取立益が4,301千円増加(前期比80.2%増)したこと等により、合計で71,814千円(前期比11.3%増)となりました。営業外費用は、当期に支払利息が723千円発生しましたが、株式交付費が2,350千円減少(前期比97.7%減)したこと等により、合計で778千円(前期比67.6%減)となりました。その結果、経常利益は160,850千円(前期比50.7%減)となりました。

(当期純利益)

当事業年度における税引前当期純利益は160,850千円(前期比50.7%減)となり、法人税、住民税及び事業税100,207千円(前期比7.0%減)を計上し、法人税等調整額 36,215千円(前期は1,950千円)を計上した結果、当期純利益は96,858千円(前期比55.3%減)となりました。

(c)キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社の無形固定資産の取得は主に次期基幹システムの開発にともなうものであり、財源としては株式公開時の増資による資金をあてております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、次のとおりです。

営業収益は、対前期比18.0%増を達成したものの、加盟店開拓の伸び悩み、当事業年度より本格稼働した新商品の営業収益の一部が翌事業年度へ期ずれした影響により、対計画比 5.2%となりました。

営業費用は、採用増加による人件費、次期基幹システムのデータ移行作業などの先行投資的費用が増加したほか、当事業年度は弁済計画に比して返済の進捗が遅れている求償債権に対する貸倒引当金を積み増したことで、営業費用が増加し、営業利益、経常利益及び当期純利益は計画を下回りました。

保証債務残高（月額）及び保証債務件数につきましては、対前期末と比して堅調に推移しました。

指標	平成30年3月期 （期初計画）	平成30年3月期 （実績）	平成30年3月期 （期初計画比）
営業収益	2,892百万円	2,741百万円	5.2%
営業利益	298百万円	89百万円	69.9%
経常利益	360百万円	160百万円	55.3%
当期純利益	235百万円	96百万円	58.8%

指標	平成29年3月期 （実績）	平成30年3月期 （実績）	平成30年3月期 （前期実績比）
保証債務残高（月額）	10,193百万円	11,469百万円	12.5%
保証債務件数	194千件	217千件	12.0%

4 【経営上の重要な契約等】

その他の経営上の重要な契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
ライフカード株式会社 (注) 1	日本	家賃保証商品	平成20年 12月19日	1年ごとの自動更新	家賃保証商品の取扱いに関わる業務提携契約及び包括債務保証契約。
株式会社シー・アイ・シー(注) 2	日本		平成26年 4月21日	1年ごとの自動更新	C I C 加盟に関する契約。
株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク	日本		平成23年 10月1日	1年ごとの自動更新	営業協力活動の提供。

(注) 1．ライフカード株式会社とは主に家賃保証商品を提供するための業務提携契約と賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対する再保証を行う包括債務保証契約を締結しております。
 2．加盟金及び利用料金を支払っております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資額は180,163千円であり、その主な内訳は、管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用7,613千円及び次期基幹システムの構築費用170,263千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	2,666	49,172	292,420	344,259	27
カスタマーセンター・ 債権管理課 (大阪市北区)	営業事務・ 債権管理等	1,686		1,694	3,380	25
東京支店 (東京都中央区) 他10ヶ所	営業店業務等	967		448	1,415	36

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等を含んでおります。
3. その他のうち工具、器具及び備品は 9,170千円、ソフトウェア仮勘定は 285,251千円であります。
4. 本社事務所は賃借しており、年間賃借料は19,885千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の増加能力
		総額(千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央区)	営業系基幹シス テムの更改	300,000	289,402	増資資金及 び自己資金	平成27年 11月	平成30年 8月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおります。
2. 完成後の増加能力については係数把握が困難なため、記載を省略しております。
3. 当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,288,000
計	63,288,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,976,600	17,976,600	東京証券取引所 (マザーズ市場)	単元株式数は100株であります。
計	17,976,600	17,976,600		

(注) 提出日現在の発行数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

新株予約権

平成28年8月9日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストック・オプション）は、次のとおりであります。

なお、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

平成28年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役5名、当社従業員46名)		
	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	115(注)1.2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,500(注)1.2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	466(注)2.3	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日～ 平成33年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、466円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、平成31年3月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益が下記(a)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生

じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成31年3月期における経常利益が600百万円を超過した場合

行使可能割合:50%

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

平成28年8月9日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

なお、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

平成28年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社従業員64名)		
	事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年5月31日)
新株予約権の数(個)	167(注)1.2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,100(注)1.2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	466(注)2.3	同左
新株予約権の行使期間	平成30年8月10日～ 平成38年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。 (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、466円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{ 株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注1)	4,640	17,580	116,000	562,000	116,000	317,000
平成27年6月19日 (注2)	1,740,420	1,758,000		562,000		317,000
平成27年11月19日 (注3)	110,000	1,868,000	73,876	635,876	73,876	390,876
平成27年12月24日 (注4)	30,000	1,898,000	20,148	656,024	20,148	411,024
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注5)	33,400	1,931,400	8,350	664,374	8,350	419,374
平成28年4月1日 (注6)	3,862,800	5,794,200		664,374		419,374
平成28年12月1日 (注7)	11,588,400	17,382,600		674,920		429,920
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 (注8)	593,100	17,975,700	16,543	680,917	16,543	435,917
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日 (注8)	900	17,976,600	25	680,942	25	435,942

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加と新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2. 平成27年6月19日付で、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

3. 有償一般増資(ブックビルディング方式)

発行価格 1,460円

引受価額 1,343.20円

資本組入額 671.60円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,343.20円

資本組入額 671.60円

割当先 (株)SBI証券

5. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

6. 平成28年4月1日付をもって1株を3株に分割し、これに伴い発行済株式総数が3,862,800株増加しております。

7. 平成28年12月1日付をもって1株を3株に分割し、これに伴い発行済株式総数が11,588,400株増加しております。

8. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		8	20	32	18	12	3,886	3,976	
所有株式数 (単元)		11,042	5,358	74,767	5,406	43	83,132	179,748	1,800
所有株式数 の割合(%)		6.1	3.0	41.6	3.0	0.0	46.3	100.0	

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
アイフル株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381 - 1	6,408,000	35.65
雨坂 甲	大阪府大阪市中央区	1,995,300	11.10
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	610,600	3.40
小川 秀男	東京都町田市	551,400	3.07
高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	463,500	2.58
AGキャピタル株式会社	東京都港区芝二丁目31番19号	378,000	2.10
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND(常任代理人 株式会社三 菱東京UFJ銀行)	1290 BROADWAY STE 1100 DENVER COLORADO 80203	375,000	2.09
政岡土地株式会社	大阪府大阪市此花区梅香三丁目27 - 11	308,700	1.72
石井 恒男	東京都大田区	304,400	1.69
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	250,000	1.39
計		11,644,900	64.78

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,974,800	179,748	
単元未満株式	普通株式 1,800		
発行済株式総数	17,976,600		
総株主の議決権		179,748	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主還元や株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は中間配当をできる旨を定款に定めております。

株主の皆様への利益還元の更なる充実及び株主層の拡大を図るため、10%以上の配当性向を目標として配当を継続していく方針としております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年6月20日 定時株主総会決議	35,953	2.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)			6,050 920	3,120 856	687
最低(円)			1,880 810	715 592	311

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
 2. 当社株式は、平成27年11月19日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
 3. 印は、株式分割（平成28年4月1日効力発生日、1株 3株）による権利落後の株価であります。
 4. 印は、株式分割（平成28年12月1日効力発生日、1株 3株）による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	500	490	432	459	449	372
最低(円)	467	423	384	402	311	312

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		雨 坂 甲	昭和33年12月19日	昭和54年 4月 金澤英株式会社入社 昭和59年 5月 システムクリエイト株式会社代表 取締役 平成14年12月 当社取締役 平成17年12月 当社代表取締役社長(現) 平成26年 7月 システムクリエイト株式会社代表 取締役辞任	(注) 2	1,995,300
常務取締役	営業部担当	海 原 範 隆	昭和36年 6月 6日	昭和60年 4月 株式会社日本債券信用銀行 平成10年 6月 (現 株式会社あおぞら銀行)入行 株式会社日本債券信用銀行(現 株 株式会社あおぞら銀行)公共法人部 業務課長 平成17年 9月 株式会社あおぞら銀行マーケティ ング本部シニアマーケティングオ フィサー 平成19年 3月 同行経営戦略部 平成21年 4月 同行横浜支店長 平成23年12月 同行危機管理室長兼経営企画部担 当部長 平成29年 4月 当社顧問 平成29年 6月 当社常務取締役(現)	(注) 2	
取締役	管理部担当	中 西 光 明	昭和30年11月 3日	昭和54年 4月 住友生命保険相互会社入社 昭和62年12月 国際証券株式会社 平成 9年 5月 (現 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社)入社 平成17年 6月 同社名古屋公開引受部長 ニュー・フロンティア・パート ナーズ株式会社入社 投資部長 平成20年 6月 同社執行役員 平成24年 6月 当社管理本部長 平成26年 6月 当社取締役(現)	(注) 2	1,600
取締役	総合与信 部長	西 田 忠 広	昭和47年 8月21日	平成 5年 4月 アイフル株式会社入社 平成18年 4月 同社中部営業部長 平成19年 4月 同社近畿営業部長 平成20年 4月 同社担保管理部長 平成22年 1月 同社カウンセリングセンター西日 本センター部長 平成23年 7月 ライフカード株式会社出向 業務センター部長 平成26年 4月 同社カスタマーセンター部長 平成27年 4月 当社取締役総合与信部長(現)	(注) 2	800
取締役 (非常勤)		佐 藤 正 之	昭和32年 9月 9日	昭和57年 8月 アイフル株式会社入社 平成22年 4月 同社取締役常務執行役員 平成22年 6月 当社取締役(現) 平成23年 6月 アイフル株式会社取締役専務執行 役員 平成24年 6月 ライフカード株式会社取締役執行 役員(現) 平成26年 6月 アイフル株式会社代表取締役専務 執行役員(現)	(注) 2	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
取締役(監査等委員)		谷村 豊	昭和31年6月29日	昭和55年3月 平成10年4月 平成14年12月 平成26年6月 平成27年6月	株式会社マルフク入社 同社財務部長兼経理部長 当社取締役 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	207,600	
取締役(監査等委員)		伊藤 孝二	昭和35年11月27日	昭和57年10月 平成5年5月 平成13年10月 平成21年6月 平成30年4月	アイフル株式会社入社 同社東京管理センター係長 同社東京中央支社営業第1課課長 同社支配人 当社社外取締役(監査等委員)(現)	(注)3		
取締役(監査等委員)		村上 寛	昭和44年10月11日	平成4年4月 平成8年10月 平成14年8月 平成15年8月 平成27年6月	東レ株式会社入社 阿部・井窪・片山法律事務所入所 第一東京弁護士会所属 Pillsbury Winthrop(New York) (現Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP ビルズベリーウイ ンスロップショウピットマン総合 法律事務所) 弁護士法人大江橋法律事務所東京 事務所(現) 当社社外取締役(監査等委員) (現)	(注)3		
計								2,205,300

- (注) 1. 伊藤 孝二氏、村上 寛氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、平成30年6月20日の定時株主総会より、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、平成29年6月21日の定時株主総会より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
4. 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 谷村 豊氏 委員 伊藤 孝二氏 委員 村上 寛氏
5. 監査等委員のうち、谷村 豊氏、伊藤 孝二氏は、常勤監査等委員であります。

6. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
伊 賀 幸 一	昭和52年11月13日	平成14年4月	アイフル株式会社入社	
		平成23年7月	同社監査役室課長補佐 エルシステムサービス株式会社 (現ライフギャランティー株式 会社) 監査役(現)	
		平成27年6月	アイフル株式会社 監査等委員 会室課長補佐(現)	
		平成30年4月	ビジネクスト株式会社 監査役 (現) アストライ債権回収株式会社 監 査役(現) 株式会社アストライパートナ ーズ 監査役(現) AGキャピタル株式会社 監査役 (現)	

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1．基本的な考え方

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念に基づき、お客様はもちろん株主や投資家の皆様など全てのステークホルダーとの信頼関係を築くために経営上の組織体制等を整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2．コーポレート・ガバナンスの体制

企業統治の体制

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成27年6月18日開催の第13期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、内部監査部門であるコンプライアンス部を設置しております。そして監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役を登用しております。このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております（うち5名以内を監査等委員である取締役とする旨を定款に定めております）。

イ．取締役会及び取締役

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役3名の合計8名（本書提出日現在）で構成され、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．経営会議

全ての取締役で構成され、取締役会に付議する予定の事項のほか取締役会で決議された方針に基づく課題及び戦略等について情報連携並びに相互牽制を図り、意思決定・業務執行に齟齬が生じないように努めております。

ハ．リスク管理委員会

取締役会の直属機関として、リスク管理委員会を設置しております。全取締役にて構成され、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスク把握を行うとともにリスク管理体制の不断の見直し・取締役会への報告等を行っております。原則として半期毎の開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。

ニ．監査等委員会及び監査等委員である取締役

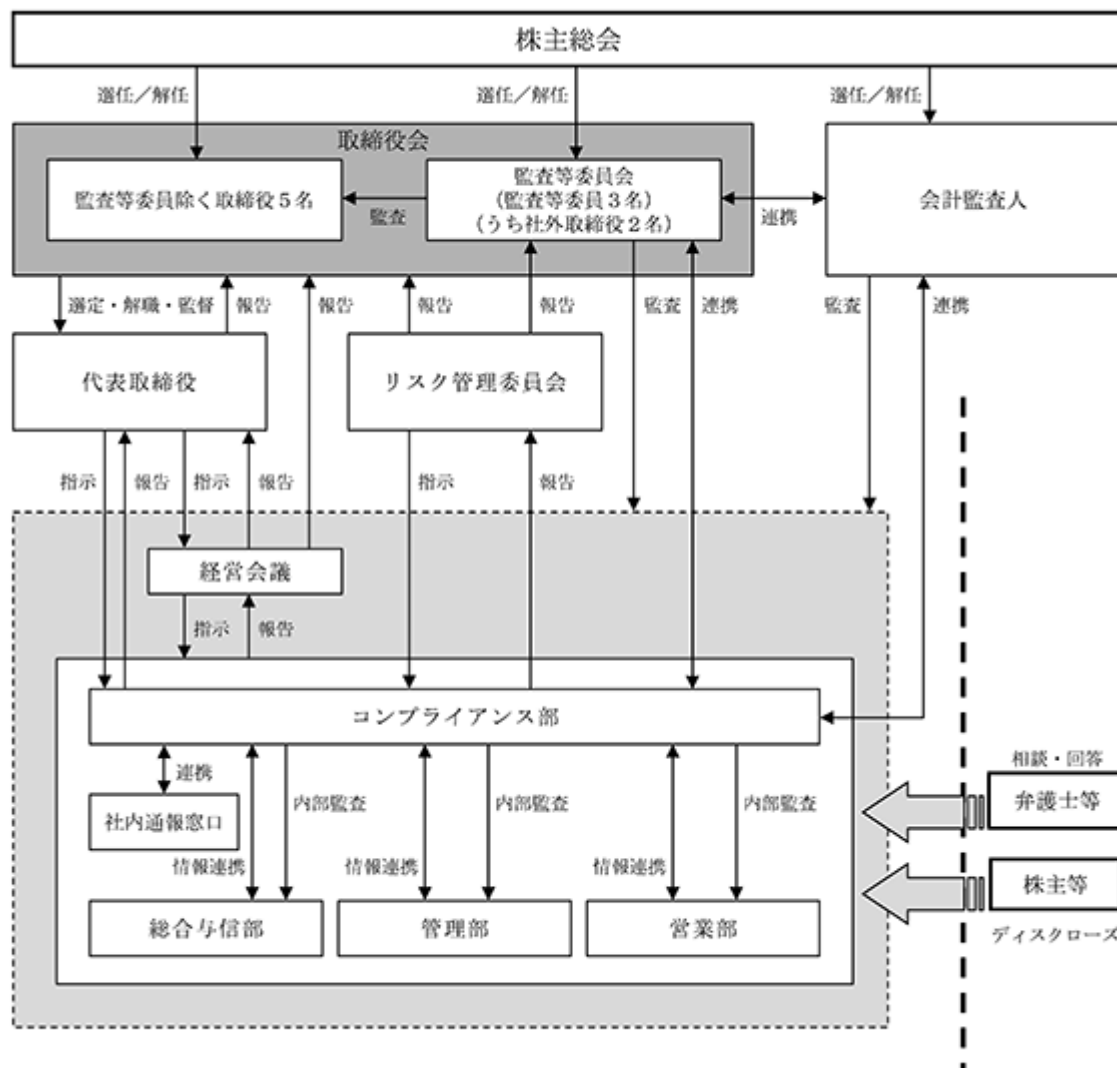
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名の3名で構成されております。また、常勤監査等委員である谷村 豊氏を議長と定めております。

取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査部門及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

ホ．会計監査人

当社は、優成監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

当社における業務執行、経営監視、内部統制及びリスク管理体制の整備の状況(本書提出日現在)は次の図のとおりであります。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的としています。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保す

る。

・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。

・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。

ホ. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。

・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

ヘ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が適切に対応できる体制を整える。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。

・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告した場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。

ト. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。

・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。

・監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

内部監査及び監査等委員会監査

イ．内部監査

当社の業務上の不正、誤謬の未然防止、経営効率の増進に資することを目的として、コンプライアンス部（2名）を設置しており、当社の各部門等に定期的な内部監査等を実施することにより、業務の適正化・リスク把握に努めております。

ロ．監査等委員会監査

監査等委員である取締役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査などを行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。

ハ．内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互提携

内部監査を実施するコンプライアンス部と監査等委員である取締役は、会合を適宜実施し、監査計画や監査実施状況及び監査結果等について報告を行い、定例会議以外でも、課題やリスク及び改善等の状況について相互に綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めております。また、コンプライアンス部及び監査等委員である取締役は、会計監査人である優成監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

提出日現在、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

監査等委員である社外取締役

当社は社外取締役として、伊藤孝二氏及び村上寛氏の2名を選任しており、当社の意思決定に対して、幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見を受けております。

監査等委員である社外取締役の伊藤孝二氏は、他社での長年の管理職経験に加え支配人として長年勤めた経験があり、業務管理に精通しております。

監査等委員である社外取締役の村上寛氏は、弁護士として企業法務に精通していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準（上場管理等に関するガイドライン 5.（3）の2）を参考にして独立性の高い社外取締役を選任することとしており、監査等委員である社外取締役の村上寛氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

当社の監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員、コンプライアンス部および会計監査人が定期的に行っている三様監査の内容を監査等委員会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制並びに内部監査との相互連携を図っております。

役員の報酬等

第16期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	74,558	74,558				5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	10,800	10,800				1
社外役員	5,800	5,800				2

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)それぞれの報酬限度額を決定しております。各取締役(監査等委員を除く)及び各取締役(監査等委員)の報酬額は、取締役(監査等委員を除く)については取締役会の決議に基づき社長が決定し、取締役(監査等委員)については監査等委員会が決定しております。

株式の保有状況

イ. 純投資目的以外の目的の投資株式

銘柄数 3 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 541千円

ロ. 純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を優成監査法人に委嘱しております。当社は監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結し当該契約に基づき報酬を支払っております。

なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名並びに監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

優成監査法人 業務執行社員：宮崎哲氏、篠塚伸一氏

ロ. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名、その他 6名

なお、当社と会計監査人である監査法人及びその業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,716 (税込)		14,796 (税込)	

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修会への参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	750,424	425,257
営業未収入金	402,009	498,412
求償債権	968,206	1,007,725
収納代行立替金	273,598	900,659
前払費用	18,585	20,822
繰延税金資産	72,680	109,429
その他	4,843	12,411
貸倒引当金	250,761	386,342
流動資産合計	2,239,586	2,588,375
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,393	20,393
減価償却累計額	12,878	15,073
建物（純額）	7,515	5,320
車両運搬具	5,543	4,553
減価償却累計額	5,543	4,553
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	25,158	27,115
減価償却累計額	12,026	17,944
工具、器具及び備品（純額）	13,132	9,170
有形固定資産合計	20,647	14,490
無形固定資産		
ソフトウェア	49,928	49,172
ソフトウェア仮勘定	124,150	285,251
その他	140	140
無形固定資産合計	174,219	334,564
投資その他の資産		
投資有価証券	460	541
出資金	10	10
長期前払費用	3,946	4,167
繰延税金資産	7,226	6,660
その他	32,918	31,102
投資その他の資産合計	44,560	42,482
固定資産合計	239,428	391,537
資産合計	2,479,015	2,979,913

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金		¹ 300,000
営業未払金	158,804	220,614
未払金	66,909	44,183
未払費用	24,520	30,481
未払法人税等	48,541	50,842
預り金	4,563	11,495
前受収益	132,513	173,935
賞与引当金	54,291	66,133
保証履行引当金	² 31,832	² 39,447
その他	10,167	29,707
流動負債合計	532,143	966,841
固定負債		
その他	12,293	13,783
固定負債合計	12,293	13,783
負債合計	544,437	980,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	680,917	680,942
資本剰余金		
資本準備金	435,917	435,942
資本剰余金合計	435,917	435,942
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	814,151	875,058
利益剰余金合計	814,151	875,058
株主資本合計	1,930,987	1,991,944
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40	111
評価・換算差額等合計	40	111
新株予約権	3,549	7,231
純資産合計	1,934,578	1,999,288
負債純資産合計	2,479,015	2,979,913

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業収益	2,323,660	2,741,968
営業費用	1 2,059,381	1 2,652,154
営業利益	264,279	89,814
営業外収益		
受取利息	276	59
受取配当金		1
受取遅延損害金	58,669	61,037
償却債権取立益	5,362	9,663
その他	204	1,052
営業外収益合計	64,512	71,814
営業外費用		
支払利息		723
株式交付費	2,405	54
営業外費用合計	2,405	778
経常利益	326,386	160,850
税引前当期純利益	326,386	160,850
法人税、住民税及び事業税	107,748	100,207
法人税等調整額	1,950	36,215
法人税等合計	109,699	63,992
当期純利益	216,686	96,858

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	664,374	419,374	419,374	627,067	627,067	1,710,815
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	16,543	16,543	16,543			33,087
剰余金の配当				29,602	29,602	29,602
当期純利益				216,686	216,686	216,686
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	16,543	16,543	16,543	187,084	187,084	220,171
当期末残高	680,917	435,917	435,917	814,151	814,151	1,930,987

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高				1,710,815
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				33,087
剰余金の配当				29,602
当期純利益				216,686
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	40	3,549	3,590
当期変動額合計	40	40	3,549	223,762
当期末残高	40	40	3,549	1,934,578

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	680,917	435,917	435,917	814,151	814,151	1,930,987
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	25	25	25			50
剰余金の配当				35,951	35,951	35,951
当期純利益				96,858	96,858	96,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	25	25	25	60,906	60,906	60,957
当期末残高	680,942	435,942	435,942	875,058	875,058	1,991,944

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	40	40	3,549	1,934,578
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				50
剰余金の配当				35,951
当期純利益				96,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	70	70	3,681	3,752
当期変動額合計	70	70	3,681	64,709
当期末残高	111	111	7,231	1,999,288

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	326,386	160,850
減価償却費	25,317	27,827
株式報酬費用	2,927	4,016
株式交付費	2,405	54
投資有価証券売却及び評価損益(は益)		63
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,489	135,581
保証履行引当金の増減額(は減少)	6,738	7,615
賞与引当金の増減額(は減少)	11,454	11,842
受取利息及び受取配当金	276	61
支払利息		723
営業未収入金の増減額(は増加)	37,301	96,402
求償債権の増減額(は増加)	249,784	39,519
収納代行立替金の増減額(は増加)	215,616	627,061
前払費用の増減額(は増加)	20	2,169
長期前払費用の増減額(は増加)	166	221
営業未払金の増減額(は減少)	18,114	61,810
未払金の増減額(は減少)	4,092	1,739
前受収益の増減額(は減少)	21,761	41,422
その他の資産の増減額(は増加)	183	7,667
その他の負債の増減額(は減少)	12,072	30,894
小計	90,845	288,787
利息及び配当金の受取額	324	61
利息の支払額		791
法人税等の支払額	151,927	95,241
営業活動によるキャッシュ・フロー	242,448	384,758
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,298	3,494
無形固定資産の取得による支出	137,729	201,134
投資有価証券の取得による支出	400	227
投資有価証券の売却による収入		310
その他	1,195	270
投資活動によるキャッシュ・フロー	150,624	204,816
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)		300,000
新株予約権の発行による収入	657	
ストックオプションの行使による収入	33,087	50
株式交付費の支出	1,006	54
配当金の支払額	29,406	35,588
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,331	264,407
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	389,741	325,167
現金及び現金同等物の期首残高	1,140,166	750,424
現金及び現金同等物の期末残高	1 750,424	1 425,257

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	5年～18年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料に区分されております。

初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日)
- ・「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第17号 平成30年1月12日)

(1) 概要

従業員等に対して対象となる権利確定条件付き有償新株予約権を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとされました。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。
 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連事業年度 (平成29年3月31日)	当事業計年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額の総額		1,300,000千円
借入実行残高		300,000千円
差引額		1,000,000千円

2 保証債務残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
債務保証額(月額) (注)1	10,193,556千円	11,469,485千円
再保証額 (注)2	705,171千円	756,707千円
保証履行引当金	31,832千円	39,447千円
差引額	10,866,896千円	12,186,746千円

(注)1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

2 ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	668,420千円	860,699千円
貸倒引当金繰入	206,182千円	380,199千円
保証履行引当金繰入	6,738千円	7,615千円
給与手当	326,330千円	398,284千円
賞与引当金繰入	54,291千円	66,133千円
減価償却費	25,317千円	27,827千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,931,400株	16,044,300株		17,975,700株

(変動事由の概要)

株式分割による増加 15,451,200株

ストック・オプションの権利行使による増加 593,100株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第3回ストック・オプションとしての新株予約権						
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						622
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						2,927
合計						3,549

(注)第3回ストック・オプションとしての新株予約権については、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	29,602	5.00	平成28年9月30日	平成28年12月1日

(注)平成28年12月1日付で普通株式1株を3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,951	2.00	平成29年3月31日	平成29年6月22日

当事業年度(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,975,700株	900株		17,976,600株

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 900株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						287
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						6,944
合計						7,231

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	35,951	2.00	平成29年3月31日	平成29年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,953	2.00	平成30年3月31日	平成30年6月21日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	750,424千円	425,257千円
現金及び現金同等物	750,424千円	425,257千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務の保証事業を行っております。この事業を行うため、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達（銀行借入）しております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として現金及び預金、賃借人から保証料として受領した当社加盟店に対する営業未収入金及び保証債務の履行請求により取得する求償債権であります。

営業未収入金及び求償債権は、賃借人の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

営業未払金は、当社加盟店に対する集金代行手数料による債務であり、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の確保を目的としたものであります。借入金は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、家賃債務の保証事業につき、営業管理規程及び回収関連規程に従い、保証に関する体制を整備しております。審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、カスタマーセンターにおいて、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の抑制、求償債権の早期回収及び回収金額の増大を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の抑制につきましては、提携クレジットカード事業者と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、賃借人の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の早期回収・金額増加に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた早期勧告を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い現金預金等の運用資産並びに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は家賃保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しにより、資産の保全、損失の極小化に努めております。

流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告等に基づき経理課が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	750,424	750,424	
(2) 営業未収入金	402,009	402,009	
(3) 収納代行立替金	273,598	273,598	
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	460	460	
(5) 求償債権	968,206		
貸倒引当金()	250,761		
	717,445	717,445	
資産計	2,143,937	2,143,937	
営業未払金	158,804	158,804	
負債計	158,804	158,804	

() 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	425,257	425,257	
(2) 営業未収入金	498,412	498,412	
(3) 収納代行立替金	900,659	900,659	
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	541	541	
(5) 求償債権	1,007,725		
貸倒引当金()	386,342		
	621,383	621,383	
資産計	2,446,253	2,446,253	
(1) 営業未払金	220,614	220,614	
(2) 短期借入金	300,000	300,000	
負債計	520,614	520,614	

() 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 営業未払金及び(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	750,424			
営業未収入金	402,009			
収納代行立替金	273,598			
求償債権()				
合計	1,426,032			

() 償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	425,257			
営業未収入金	498,412			
収納代行立替金	900,659			
求償債権()				
合計	1,824,329			

() 償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注) 3 借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成29年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	300,000			
合計	300,000			

(注) 4 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	460	400	59
債券			
小計	460	400	59
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	460	400	59

当事業年度(平成30年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	324	153	171
債券			
小計	324	153	171
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	217	227	9
債券			
その他			
小計	217	227	9
合計	541	380	161

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	247	63	
債券			
その他			
合計	247	63	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりましたが、平成27年3月より退職一時金制度から確定拠出制度へ移行しております。

2. その他退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行したことによる当事業年度の損益へ与える影響はありません。また、確定拠出年金制度への資産移換額は2,424千円であり、残り4年間で移換する予定であります。なお、当事業年度末時点の未移換額295千円は流動負債の「未払金」に、885千円は固定負債の「その他」に計上しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度5,223千円、当事業年度5,807千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
営業費用の株式報酬費用	2,927千円	4,016千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
営業外収益のその他	35千円	335千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当事業年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年4月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行い、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

種類	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 900株
付与日	平成19年9月1日
権利確定条件	権利行使時に当社もしくは当社の子会社及び関連会社の取締役又は従業員であること
対象勤務期間	
権利行使期間	平成21年8月10日～平成29年7月20日

種類	第5回新株予約権(有償ストック・オプション)
決議年月日	平成28年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社従業員46名
株式の種類及び付与数	普通株式 74,700株
付与日	平成28年8月29日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	
権利行使期間	平成29年7月1日～平成33年8月28日

種類	第6回新株予約権
決議年月日	平成28年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員64名
株式の種類及び付与数	普通株式 52,800株
付与日	平成28年8月29日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成30年8月10日～平成38年8月9日

- (注) (1) 本新株予約権者は、平成31年3月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益が下記（a）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、(a)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。
- (a) 平成31年3月期における経常利益が600百万円を超過した場合
 行使可能割合:50%
- (2) 権利行使時に当社または関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年4月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行い、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

種類	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成19年8月10日	平成28年8月9日	平成28年8月9日
権利確定前(株)			
前事業年度末		74,700	52,800
付与			
失効		40,200	2,700
権利確定			
未確定残		34,500	50,100
権利確定後(株)			
前事業年度末	900		
権利確定			
権利行使	900		
失効			
未行使残			

単価情報

種類	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成19年8月10日	平成28年8月9日	平成28年8月9日
権利行使価格(円)	56	466	466
行使時平均株価(円)	627		
付与日における公正な評価単価(円)		8.33	166.33

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

513千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
繰延税金資産		
前受保証料否認	40,889千円	53,266千円
保証履行引当金繰入超過額	9,822 "	12,080 "
貸倒引当金損金算入限度超過額	"	17,584 "
賞与引当金繰入超過額	18,834 "	22,980 "
未払事業税	2,763 "	3,355 "
その他	369 "	161 "
繰延税金資産小計	72,680千円	109,429千円
評価性引当額	"	"
繰延税金資産合計	72,680千円	109,429千円
繰延税金資産(固定)		
繰延税金資産		
長期前受保証料否認	1,740千円	2,296千円
減価償却の償却超過額	1,910 "	2,010 "
その他	3,593 "	4,057 "
繰延税金資産小計	7,244千円	8,363千円
評価性引当額	"	1,653 "
繰延税金資産合計	7,244千円	6,710千円
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	18千円	49千円
繰延税金負債合計	18千円	49千円
繰延税金資産(固定)の純額	7,226千円	6,660千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%	3.7%
株式報酬費用	0.3%	0.8%
住民税均等割等	3.3%	7.0%
税額控除	2.4%	4.5%
評価性引当金額の増減	%	1.0%
その他	0.0%	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6%	39.8%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社の事業セグメントは、家賃債務保証事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	558,200	家賃債務保証事業

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	578,718	家賃債務保証事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	雨坂 甲			当社 代表取締役	(被所有) 直接12.26		ストック・ オプション の権利行使	33,087 (593,000株)		

(注) 平成19年8月10日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	アイフル(株)	京都市 下京区	143,454,544	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接35.65 間接2.10	出向者の受入 (注)1 役員の兼任	業務の委託 (注)2	4,817	未払金	267
							出向料の支払	283		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 出向負担金の支払額については、職級に応じた人件費を基準として決定しております。

2. 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価額を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社 の子会社	ライフカード (株)	横浜市 青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約 債務の保証 立替家賃の回収委託 役員の兼任	業務の提携 (注)1	558,200		
							包括債務保証 契約 (注)2	705,171		
							立替家賃の回収	1,138,267	収納代行 立替金	108,338

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	雨坂 甲			当社 代表取締役	(被所有) 直接11.10		ストック・ オプション の権利行使	50 (900株)		

(注) 平成19年8月10日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	アイフル(株)	京都市 下京区	143,454,826	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接35.65 間接2.10	諸経費の支払 (注)1 役員の兼任	業務の委託	3,906	未払金	253

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価額を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社 の子会社	ライフカード (株)	横浜市 青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	578,718		
						債務の保証	包括債務保 証契約 (注)2	756,707		
						代位弁済	包括債務保 証契約 (注)2	393,985		
						立替家賃の回 収委託	立替家賃の 回収	1,172,472	収納代行 立替金	83,478
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。
2. ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証及び代位弁済を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	107.42円	110.81円
1株当たり当期純利益金額	12.28円	5.39円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	12.08円	5.39円

(注) 1. 当社は、平成28年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	216,686	96,858
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	216,686	96,858
普通株式の期中平均株式数(株)	17,648,465	17,976,585
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	293,012	16
(うち新株予約権)(株)	293,012	16
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権 新株予約権の数 249個	第5回新株予約権 新株予約権の数 115個 第6回新株予約権 新株予約権の数 167個

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	20,393			20,393	15,073	2,195	5,320
車両運搬具	5,543		990	4,553	4,553		0
工具、器具及び備品	25,158	1,956		27,115	17,944	5,918	9,170
有形固定資産計	51,096	1,956	990	52,063	37,572	8,113	14,490
無形固定資産							
ソフトウェア	89,326	17,105	27,168	79,263	30,091	17,862	49,172
ソフトウェア仮勘定	124,150	170,263	9,162	285,251			285,251
その他	140			140			140
無形固定資産計	213,617	187,369	36,331	364,655	30,091	17,862	334,564
長期前払費用	6,408	2,256	513	8,151	3,983	2,035	4,167

- (注) 1. 工具、器具及び備品の当期増加額は、主に事務用機器取得に伴うものであります。
 2. ソフトウェアの当期増加額は、主にシステム機能追加に伴うものであります。
 3. ソフトウェアの当期減少額は、主に自社利用ソフトウェアの償却によるものであります。
 4. ソフトウェア仮勘定の当期増加額は、主に次期基幹システム開発に伴うものであります。
 5. ソフトウェア仮勘定の当期減少額は、主にソフトウェアへの振替によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		300,000	0.9	
合計		300,000		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	250,761	386,342	243,799	6,961	386,342
賞与引当金	54,291	66,133	54,291		66,133
保証履行引当金	31,832	39,447		31,832	39,447

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、求償債権の貸倒実績率による洗替額であります。
 2. 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	386
預金	
当座預金	950
普通預金	423,260
別段預金	659
計	424,870
合計	425,257

営業未収入金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社学生情報センター	57,017
株式会社センデン	29,499
株式会社アップル	20,639
株式会社ケイアイコミュニティ	19,476
株式会社京都ライフ	16,174
その他	355,605
合計	498,412

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
402,009	2,118,521	2,022,119	498,412	80.23%	77.57日

(注) 非課税につき消費税等は含まれておりません。

求償債権

保証債務の履行により生ずる求償債権 は1,007,725 千円であります。

収納代行立替金

立替家賃の回収委託により生ずる収納代行立替金 は900,659千円であります。

営業未払金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社学生情報センター	43,437
株式会社センデン	13,118
株式会社京都ライフ	10,382
株式会社ケイアイコミュニティ	9,786
株式会社アップル	7,878
その他	136,011
合計	220,614

前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、1年以内に営業収益へ計上される見込みのものは
 173,935千円であります。

短期借入金

区分	金額(千円)
(株)みずほ銀行	300,000
合計	300,000

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	695,526	1,269,581	1,856,504	2,741,968
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	42,424	69,295	106,021	160,850
四半期(当期)純利益金額 (千円)	24,698	38,877	57,602	96,858
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.37	2.16	3.20	5.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.37	0.79	1.04	2.18

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.srgs.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第15期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月22日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第16期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出。

第16期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月14日関東財務局長に提出。

第16期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成29年6月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成30年5月22日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月20日

あんしん保証株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎	哲
指定社員 業務執行社員	公認会計士	篠塚	伸一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あんしん保証株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。